

かんとう保全ニュース

令和6年春号
2024年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 令和5年度保全実態調査結果について
3. 災害時の被災情報の共有が重要です
4. お知らせ



1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

保全実態調査及び官庁建物実態調査の概要

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に基づき、国家機関の建築物等について、保全実態調査及び官庁建物実態調査を毎年度、実施しています。今年度は、以下の期間にて調査を実施しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の適正な保全に資するため、官公法第13条第2項に基づき、その**保全の実態を把握することを目的**としています。調査方法は、各省各庁の各施設の保全担当者等がインターネットで**官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）**にアクセスし、**調査票に入力**、報告していただくこととしています。

保全実態調査の分析結果は、「国家機関の建築物等の保全の現況※1」として取りまとめ、各省各庁に送付するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表します。

また、**官庁建物実態調査**は、国土交通省が**営繕工事の企画及び立案並びに営繕計画書に関する意見を述べる**にあたり、必要な**基礎資料**を作成することを目的として実施するもので、**保全実態調査と併せて実施**します。

※1：国家機関の建築物等の保全の現況（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html） 出典：国土交通省ウェブサイト

調査票記入期間（BIMMS-Nへの入力期間）

令和6年5月20日（月）～令和6年7月26日（金）（第1グループ）

令和6年6月3日（月）～令和6年8月9日（金）（第2グループ）



第1グループ

最高裁判所、内閣府、宮内庁、警察庁、法務省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省

第2グループ

衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁

BIMMS-Nの操作説明会を開催

調査に先立ち、**官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）説明会**を令和6年5月15日（水）にハイブリッド形式（対面・Web）にて開催します。是非、ご参加ください。詳細については、以下の担当営繕事務所から送付される開催案内をご確認ください。

○保全実態調査に関する問い合わせ先（最後のページに連絡先の記載があります。）

| 担当営繕事務所等 | 担当地区 |
|-----------|-------------|
| 保全指導・監督室 | 茨城県（注1） |
| 東京第一営繕事務所 | 東京都（注3）・埼玉県 |
| 東京第二営繕事務所 | 東京都（注4）・千葉県 |
| 甲武営繕事務所 | 東京都（注5）・山梨県 |
| 宇都宮営繕事務所 | 栃木県・茨城県（注2） |
| 横浜営繕事務所 | 神奈川県 |
| 長野営繕事務所 | 長野県・群馬県 |



- ※注1：つくば市のみ
- ※注2：つくば市を除く
- ※注3：千代田区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
- ※注4：中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
- ※注5：品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、特別区以外の地域

2. 令和5年度保全実態調査の結果について

保全実態調査では、「施設の概要等」「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」等の項目で分析し、総評点から「施設の保全状況」を評価しています。

令和5年度調査の関東管内の官庁施設の「施設の保全状況※1」は、「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合は99.6%（図1、2）となり、前回に引き続き高水準を維持しています。

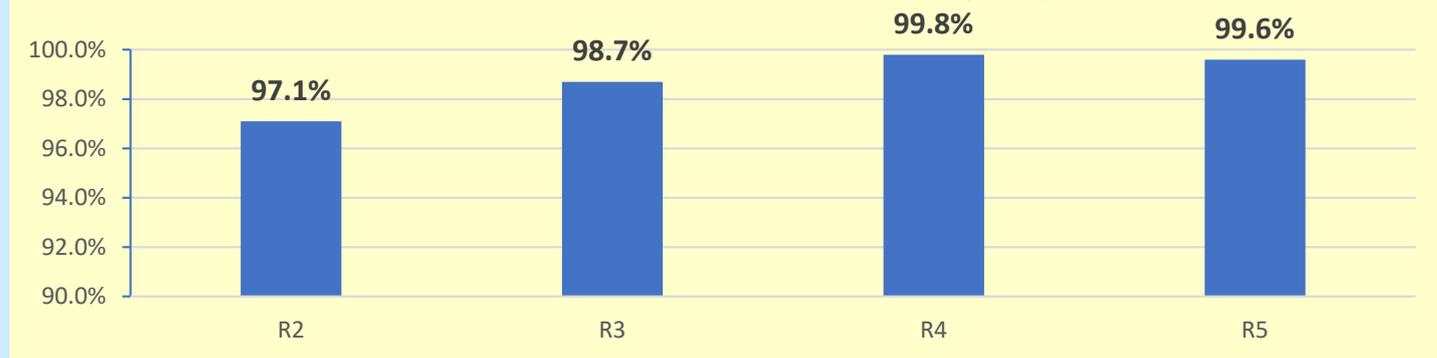


※1：保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

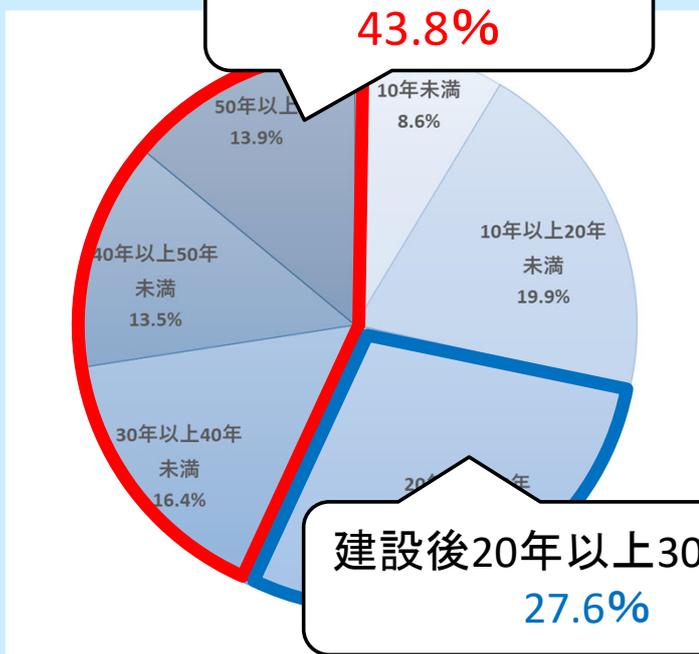
図1 保全実態調査の総評点

| | 「良好」な施設 総評点が80点以上 | 「概ね良好」な施設 総評点が60点以上80点未満 | 「要努力」の施設 総評点が40点以上60点未満 | 「要改善」の施設 総評点が40点未満 | 全体 |
|----------|----------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|--------|
| 該当施設（割合） | 99.6% | 0.3% | 0.1% | 0.0% | 100.0% |

図2 保全状況の良好な施設の割合（推移）



建設後30年以上
43.8%



建設後20年以上30年未満
27.6%

関東管内には、延べ面積約1,200万㎡の国家機関の建築物が現存しており、建設後30年以上経過している施設が、延べ面積ベースで43.8%（図3）と施設の高年次化と経年劣化が進行しています。

また、建設後20年以上30年未満の施設が、延べ面積ベースで27.6%を占めており、今後大規模な修繕や大型設備機器の更新等を必要とする施設の増加が想定されます。

このため、これらの施設の修繕、機器の更新等を計画的に実施していく必要があります。

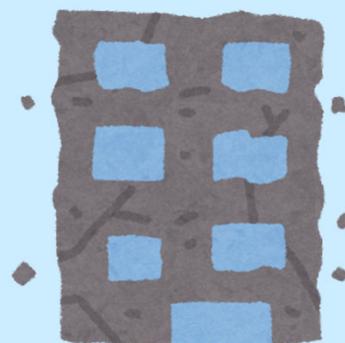


図3 経年別延べ面積の割合

3. 災害時の被災情報の共有が重要です

今年度においても各地で地震が発生しています。官庁施設は大規模地震をはじめとして災害発生時に災害応急対策活動を支える拠点施設となります。

災害時には施設管理者と官庁管轄部等が連携し、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止などに対応するため、官庁施設に関する被災情報等を適切に共有することが重要となります。

1) 「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

平成27年7月17日に開催された「中央官庁管轄担当課長連絡調整会議」において、各省各庁と国土交通省官庁管轄部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するために「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めております。

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】

施設管理者

被災情報の共有

官庁管轄部等

【施設管理者による災害対応】

- ・ **施設点検**
- ・ **施設の機能が確保されているかの確認**（施設継続使用の可否、応急措置の要否等の判断）
- ・ 来訪者、職員の安全の確保
- ・ **二次災害の防止** など

被災情報
支援要請



情報収集
技術支援



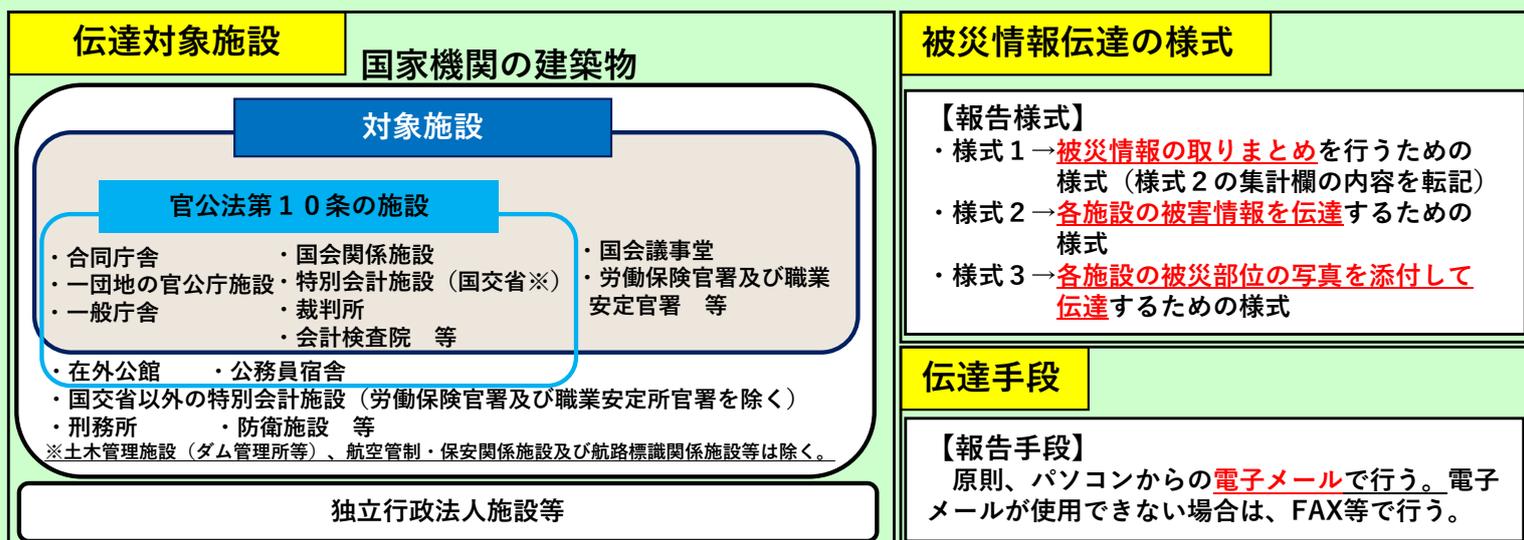
【官庁管轄部等の災害時の対応】

- ・ 施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」は、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。〔取組根拠（上記会議の申し合わせ）、要領、様式、参考資料が掲載されていますので参照をお願いします〕

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

2) 被災情報伝達の概要



どんなときに報告をしたら良いか

| 地震災害 | | その他の災害 (風水害等) |
|----------------------|----------------------------------|------------------|
| 震度5強以上の地域に所在する全ての施設※ | 震度5弱以下の地域に所在する 被害があった施設 ※ | 被害があった施設 |
| 被害の有、無及び被害状況の報告 | 被害状況を報告 | |

注意点

- ・ 震度5強以上の施設は**被害がなくても**報告。
- ・ 震度5弱以下の施設は**被害があった場合のみ**報告。
- ・ 地震以外の災害は**被害があった場合のみ**報告。
- ・ 報告は、被災後なるべく速やかに行います。

※各施設の震度情報は、気象庁HPの地震情報を基に判定します。各施設に最も近接する震度観測点の震度となります。

4. お知らせ

今年度、開催する会議などのお知らせです

● 地区官庁施設保全連絡会議（開催時期：6～8月頃）

保全に関する最新の情報をお届けするため、毎年度、各地区で官庁施設保全連絡会議を行っています。施設の保全に関する法令や解説、事故・故障等の事例など、タイムリーな話題を取り上げています。今年度も各地区において、ハイブリット形式（対面・Web）で開催します。



● 官庁施設の被災情報伝達訓練（開催時期：10月頃）

関東地方整備局営繕部では、官庁施設の被災情報伝達の枠組みについて各施設を管理する皆様にも理解を深めて頂き、災害発生時に慌てることなく、被災情報の伝達を行うため、例年、「官庁施設の被災情報伝達訓練」を実施しております。令和6年度も開催を予定していますので、是非、ご参加ください。

● 点検確認講習会（開催時期：11月頃）

施設保全責任者は、保全基準に基づき、所管する建築物等を支障がない状態に保全する必要があります。施設保全責任者が支障がない状態に保全されていることを確認する行為を、「支障がない状態の確認」といいます。講習会では、実際の庁舎を使った保全基準による「支障がない状態の確認」を実演します。



編集事務局
国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

| | | | | | |
|-------------|---|------|--------------|-------|--------------|
| 営繕部保全指導・監督室 | https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/ | (電話) | 048-600-1357 | (Fax) | 048-600-1397 |
| 東京第一営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/ | (電話) | 03-3363-2694 | (Fax) | 03-3367-8796 |
| 東京第二営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/ | (電話) | 03-3531-6550 | (Fax) | 03-3531-6695 |
| 甲武営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/ | (電話) | 042-529-0011 | (Fax) | 042-529-0014 |
| 宇都宮営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/ | (電話) | 028-634-4271 | (Fax) | 028-632-6229 |
| 横浜営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/ | (電話) | 045-681-8104 | (Fax) | 045-224-8974 |
| 長野営繕事務所 | https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/ | (電話) | 026-235-3481 | (Fax) | 026-235-8713 |

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
営繕部調整課 (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。